

働き方改革の推進

働き方改革の推進や生産性の向上など、働き方改革にお悩みのある中小企業などに対し、経験豊かな社会保険労務士・中小企業診断士・経営コンサルタントなどの働き方改革アドバイザーを派遣し、各企業の課題や状況に応じた働き方改革の支援を行います。

対象

千葉県内中小企業・事業者

定員

20社

派遣回数

最大5回

費用

無料

このようなお悩み、課題のある企業様にオススメ

- 多様な人材の活用
- 業務改善・生産性向上
- 誰もが働きやすい職場環境の整備
- 残業時間の上限規制
- 同一労働同一賃金



- ハラスメント防止
- 就業規則の見直し
- 人事評価制度の構築
- 国の助成制度などの紹介、活用に関する助言

働き方改革の推進の流れ

アドバイザー派遣のお申し込みは、千葉県働き方改革ポータルサイト (<https://chiba-hatarakikata.com>) にて受け付けております。

お申込み

事務局による
ヒアリング・
アドバイザー決定

働き方改革支援(5回まで)
専門家によるヒアリング⇒
現状分析⇒課題整理⇒取組提案

働き方改革
実現

支援事例

不動産業・物品賃貸業 (アドバイザー：社会保険労務士)

支援前の状況

- 特定の社員が長年にわたって、長時間の時間外労働が常態化しているため、健康配慮の観点からも憂慮している。
- 仕事の生産性を上げるためのアドバイスが欲しい。

アドバイザーの助言内容

- 時間外労働削減や働き方改革推進のためには制度の導入と同時に職場風土改革が必要なため、その手順を説明。
- 資料を使用し、仕事の効率化のための実践ポイントと他社の取り組み事例を紹介。

支援の成果

- 経営会議などで時間外労働削減について社長が積極的に発言し、その上で各部門のリーダーが残業時間実績報告を行うなど、長時間労働削減に向けて全社で取り組むという流れを作ることとなった。時間外労働に対するコスト意識が再認識され、長時間労働が削減された。
- 会議の無駄、書類作成の無駄など、多くの部分で改善の余地があり、各部門に対し情報提供を行った。生産性を向上させるため、仕事の無駄の削減などに全社で取り組むこととなった。

両支援における留意事項

- 本事業における「中小企業・事業者」とは、原則として中小企業基本法第2条に規定する中小企業者および小規模企業者、その他同程度の民間企業、社団法人、財団法人など法人格を有するものとなります。
- 相談内容やインターネット環境などの状況に応じて、派遣先企業と相談の上、対面での支援に代えてオンラインによる支援を行うことも可能です。